○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
広島県安芸郡海田町大正町一三〇八番二から呉市本通二丁目一番一五まで	前	BA 一〇・〇〇～一〇・四〇～二〇一・〇〇 七九・〇〇メートル 二〇・〇五三キロメートル 一五・九五六	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇・〇〇～一〇・四〇～二〇一・〇〇 七九・〇〇〇メートル 二〇・〇五三キロメートル 一五・九五六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十一号	呉市天応福浦町三六四番五八から同市天応伝十原町三七二番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 路線名　中国横断自動車道尾道松江線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲南市吉田町吉田字菅谷四三一四番四八から同市三刀屋町三刀屋一二七六番一まで	前	二二・二〇～二二一・一二メートル
	後	二二・二〇～一七八・四九 一二・二六五キロメートル 一二・二六五

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
中国横断自動車道尾道松江線	雲南市吉田町吉田字菅谷四三一四番八から同市三刀屋町三刀屋一二七六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日十六時

○四国地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号及び三百十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
吉野川市鴨島町鴨島字本郷一五四番二から同市鴨島町鴨島字本郷一四〇番一まで	前	一一・二八～一八・六九メートル
	後	一四・一五～三〇・〇二 〇〇・一三六キロメートル 〇〇・一三六

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号及び三百十八号	吉野川市鴨島町鴨島字本郷一五四番二から同市鴨島町鴨島字本郷一四〇番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百三十九号	高知県吾川郡仁淀川町崎ノ山字トサキ一七五番一から同町名野川字ヒカリイワ三〇二番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十三日

○四国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
三好市山城町重実字井戸瀬七三番五から同市山城町重実字井戸瀬七三番一三まで	前	二一・〇一～二二・五〇メートル
	後	二二・五〇～三七・一六 〇〇・〇一七キロメートル 〇〇・〇一七

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所